

(公社)山梨県建設技術センター 住宅性能評価 業務料金

2019年9月1日から適用

一戸建ての住宅

1. 評価業務

(1) 評価業務が必須項目のみの場合

	料金(税抜金額) 単位:円	
評価業務の種別	通常 (型式認定、製造者認定なし)	型式認定・製造者認証あり
設計住宅性能評価	37,000	35,000
建設住宅性能評価	89,000	69,000

(2) 評価業務が選択項目ありの場合

	料金(税抜金額) 単位:円	
評価業務の種別	通常 (型式認定、製造者認定なし)	型式認定・製造者認証あり
設計住宅性能評価	43,000	41,000
建設住宅性能評価	95,000	75,000

- ※ 建設住宅性能評価申請には、1件につき4,000円の紛争処理負担金が別途加算されます。
- ※ 当センター以外で設計評価を受けた場合の建設住宅性能評価料金は、上表の価格の2割を別途加算します。

2. 変更評価申請料金

	料金(税抜金額) 単位:円	
評価業務の種別 (1回の変更につき)	1項目の変更	2項目以降、1項目につき
設計住宅性能評価	5,000	1,000
建設住宅性能評価	5,000	1,500

※ 対象となる住宅の直前の各評価を当センターで行っていない場合は、1の評価業務料金となります。

3. 建設住宅性能評価再検査料金

	料金(税抜金額) 単位:円
再検査(1回につき)	20,000

4. 1の評価業務料金に加算する料金

【室内空気中の化学物質濃度等の測定料金】

建設住宅性能評価において、室内空気中の化学物質濃度等の測定を希望する場合は、測定する化学物質の種類に応じた料金を加算した額が申請料金となります。

(1) 拡散方式(パッシブ法)による場合

測定を行う化学物質	料金(税抜金額) 単位:円
ホルムアルデヒド	別途見積
ホルムアルデヒド及び有機混合ガス(注1)	別途見積

注1 有機混合ガスとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンのことをいいます。

(2) 吸引方式(アクティブ法)による場合

測定を行う化学物質	料金(税抜金額) 単位:円
ホルムアルデヒド	別途見積
ホルムアルデヒド及び1種類の有機混合ガス(注1)	別途見積
ホルムアルデヒド及び2種類の有機混合ガス(注1)	別途見積
ホルムアルデヒド及び3種類の有機混合ガス(注1)	別途見積
ホルムアルデヒド及び4種類の有機混合ガス(注1)	別途見積

注1 有機混合ガスとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンのことをいいます。